

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和2年3月12日開催

熊取町議会

目

次

〔議員全員協議会（3月12日）〕

第2期熊取町子ども・子育て支援計画について	2
空家等対策計画の策定について	8
その他	14
1. 令和2年度税制改正（市町村税関係）（案）について	14

議員全員協議会

月 日 令和2年3月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	田中圭介	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	田中豊一	6	番	鱧谷陽子
	7	番	文野慎治	9	番	二見裕子
	10	番	渡辺豊子	11	番	河合弘樹
	12	番	矢野正憲	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			
欠席議員	8	番	重光俊則			
説明員	町	長	藤原敏司	総合政策部長		南和仁
		総合政策部理事	明松大介	総合政策部理事 兼財政課長		東野秀毅
		総務部長	林利秀	総務部理事		阪上章
		健康福祉部長	山本雅隆	健康福祉部理事		木村直義
		都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事		阪上敦司
		教育委員会 事務局理事	林栄津子	教育委員会 事務局理事		野津恵
		人事課長	道端秀明	税務課長		野津博美
		子育て支援課長	三原順	保育課長		下中昭三
		まちづくり 計画課長	馬場高章	学校教育課参事		河井淳
		生涯学習推進課 参事	瀬野裕三	図書館長		原田貴子
事務局	議会事務局	長	藤原伸彦	書記		藤原孝二

案 件

- 1) 第2期熊取町子ども・子育て支援計画について
- 2) 空家等対策計画の策定について
- 3) その他
 1. 令和2年度税制改正（市町村税関係）（案）について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、重光議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の案件は、第2期熊取町子ども・子育て支援計画についての件ほか1件であります。

なお、発言される方は、挙手の上、着座のままで、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、第2期熊取町子ども・子育て支援計画についての説明を願います。三原子子育て支援課長。

子育て支援課長（三原 順君） それでは、第2期熊取町子ども・子育て支援計画についてご説明をさせていただきます。

資料は、お配りしております薄いほうの概要版、それと分厚いほうの本編と、この2種類を少し織り交ぜながら説明させていただきたいと思います。

それでは、概要版のほうからお開きいただきたいと思います。概要版の6ページからになります。

子ども・子育て支援計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づいた法定計画ということになっております。法定計画の中でどういうことを定めるかというのが6ページのほうに記載しております内容になります。

これは、上のタイトルでもございます就学前児童への教育・保育事業についての令和6年度までの見込み、それと、すぐ下にあります地域子ども・子育て支援事業の記載の11項目についての令和6年度までの見込みというふうになってございます。したがって、この計画の期間につきましては、令和6年度までの5か年計画ということでございます。

続いて、同じ概要版の2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

2ページの真ん中のほうに表がございます。これは、令和6年までの人口推計ということでございます。とりわけ0歳から17歳までの人口についてなんですけれども、減少の見込みでございます。令和6年には6,747人というふうに推計をしております。

すぐ横の女性の就業率と書いたグラフになりますが、こちらは子育ての年代の女性の就業率についてのグラフです。ちょうどこのグラフの全体がM字カーブのような形を取っております。これは、国のほうでも指摘されてございますM字カーブの改善をするというふうな方向で国のほうも動いておりますが、熊取町につきましてはオレンジ色のグラフになります。オレンジ色のグラフを見ていただきますと、国・府よりも就業率のほうは少し高めのような状況でございます。こうしたM字カーブの谷間の人たちにも安心して幼児教育や保育サービスを受けられるような基盤整備ということが、国全体として求められているというふうなグラフでございます。

続いて、そのすぐ下にございます子ども・子育て支援を取り巻く課題というふうな部分でございます。

子ども・子育てを取り巻く課題といたしましては、左側のオレンジ色の枠で囲っておりますニーズ調査結果から、記載のような3点を課題として認識してございます。

このニーズ調査につきましては、平成30年にしてございます。就学前児童、それと小学生児童の各保護者、合計2,004人を対象にいたしまして調査をしております。調査結果の概要は、計画本編のほうに抜粋して掲載してございます。また、その横の水色の枠でございますけれども、第1期計画期間中の取組に対する課題として6点ほど掲載してございます。特に、右上の妊娠期から切れ目のない相談体制の充実、これにつきましては、不安や悩みを抱える世帯へのサポートの充実というところが特に求められているのではないかと考えております。

続いて、隣の3ページのほうに移ります。

基本理念を一番上に書かせていただいております。「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支え合う、対話的まちづくり」という基本理念を掲げてございます。

実は、この基本理念につきましては、第1期計画、さらにはその前の次世代育成支援行動計画、この2代にわたる計画から受け継いできた基本理念でございます。この検討をしていただいたのが子ども・子育て会議なんですけれども、こちらは本編の85ページに参考資料として掲載させていただきます。

85ページから、子ども・子育て会議の委員名簿を掲載させていただきます。85ページは全

体会議の委員名簿になります。続いて86、87ページには、子ども・子育て会議の部会を3つ設置しております。保育所・幼稚園部会、放課後児童健全育成部会、それと子育て支援部会、この3つの部会を設置しております。ご覧いただいたら分かりますように、子育て支援団体の皆様にたくさん参画していただいております、こういった方たちによる議論が、今年だけに限らず常に活発であったということがございます。これは基本理念に記載いたします対話的まちづくりということですが、対話的まちづくりを象徴するのが子ども・子育て会議というふうなことで認識しております。

それと、同じく本編の、1つめくっていただいて88ページになります。

こちらが計画策定の経過でございます。特に令和元年度につきましては、8月16日に第1回の子ども・子育て会議を開催いたしまして、以降、全体会議としては9月30日、第2回、11月22日、第3回、少し飛んで12月6日、第4回、最後に1月31日、第5回と、全体会議で5回を開催しております。また、部会につきましても、11月20日、11月26日、11月29日、それぞれ部会を1回ずつ開催しております。また、9月4日にも関係団体ヒアリングということで、子ども・子育て関係団体とヒアリングをさせていただいて、種々ご意見を頂戴したところでございます。こういった経過もありまして、対話的なまちづくりというのを皆さんで共有しながら計画策定を進めてきたところでございます。

また概要版のほうに戻らせていただきます。概要版の3ページをご覧いただきたいと思っております。

施策を展開する様々な視点ということで、ここには1から9までの柱を設けております。この視点につきましては、次の4ページ、5ページに見開きとして個別具体の施策を掲載しておりますが、その施策を進めるに当たって、施策全般にわたって共通して認識すべき視点として1から9までの視点を掲げたということがございます。特に9番、一番右下になるんですけども、子どもの貧困対策、これにつきましては、令和元年6月に子どもの貧困対策推進法が改正され、同じ年の11月に子どもの貧困対策に対する大綱も改正をされてございますので、それを受けての掲載ということにさせていただきます。

次に、すみません、行ったり来たりで申し訳ないですけども、4ページ、5ページをご覧いただきたいと思っております。

施策体系につきましては、ご覧のように1から8までの8本の柱で集約をさせていただいております。この8本は、第1期計画と同じ柱立てをさせてもらっています。この中で特にアンダーラインを引いている施策につきましては、第2期計画で新たに位置づけた施策でございます。少しご紹介をいたします。

1、安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援の中にアンダーラインがあります。すくすくステーション（子育て世代包括支援センター）でございます。このすくすくステーションは、妊娠届、妊娠中期、出生届の各段階で保健師が全数面接あるいは全数電話をいたしまして、全ての妊婦を把握する取組でございます。妊娠・出産の切れ目のない支援の柱としての施策となります。

次に、2番、地域における子育て支援でございます。この中の子育て情報の提供（子育てアプリなど）、こちらにアンダーラインを引いております。子育てアプリにつきましては、住民が子育て情報を収集するのに有効な手段になりつつあります。令和2年度での導入を目指して具体化を進めていきたいというふうに思っております。

3番の多様な保育ニーズの充実でございます。こちらは、病児・病後児保育事業でございます。隣接市の小児科医療機関併設の施設への委託ということ想定いたしまして、令和2年度中の実施に向けて調整を進めていきたいと考えております。

次に、5番の子ども青少年の社会的養護でございます。こちらには、（仮称）子ども基本条例の制定でございます。当事者である子どもの参画というのを重視いたしまして、子ども・子育て会議の参画あるいはその中での子どもを含めた議論というのを十分に重ねて、令和2年度中の制定に向けて作業を進めていけたらと考えております。

7番の子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援でございます。こちらは、子ども家庭総合支援拠点事業ということで、これは1番、安心して生み育てのところのすくすくステーション、こちらの機能との両輪という形で、子ども家庭に関する相談に応じ適切な支援を行うということで、これは国が進めている拠点事業の推進の中の1つの施策でございます。いわゆる虐待あるいは児童相談という形に対応した拠点というふうにご理解いただけたらと思います。

4ページ、5ページについては以上でございます。

続いて、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

保育所、認定こども園、それと幼稚園のニーズ量、これにつきましては、一番上の就学前児童への教育・保育事業の1号認定から3号認定までの表になります。これについては、いずれの認定区分につきましても人口減少の影響を受けまして、見込み量のほうは令和2年度から6年度にかけて減少あるいは横ばいの見込みというふうにさせていただいております。ただ、ニーズ量に関しましては、この見込み自体に関しては全て確保できるような見通しを立ててございます。

そのすぐ下の地域子ども・子育て支援事業についてでございます。こちらにつきましても、人口減少や出生率の低下を踏まえつつ、あるいは教育・保育の無償化等の動向も踏まえまして、各事業の見込みというのは全体的には減少の傾向でございます。

ただ、一番下の11番、放課後児童健全育成事業、学童保育所の運営につきましては、ニーズ量はニーズ調査の結果を踏まえて増えていくような見込みを立ててございます。ニーズ量の増加に応じて、必要な施設整備を進めていけたらと考えております。

最後に、8ページ、一番最後の裏表紙になります。

熊取町の教育・子育て支援施策ということで、1ページでまとめてございます。熊取町の子育て支援をPRするための代表的な施策というのをここで掲載してございます。計画の概要版に掲載することによって、子育て支援のまちとしても今後PRを進めていけたらというふうに思っております。

最後に、本編のほうの88ページ、先ほどの計画策定の経緯のページをご覧ください。計画本編の88ページになります。

こちらの下から2段目にパブリックコメントの実施ということで掲載してございます。少し概要だけご案内をさせていただきます。

これは、1月6日から19日までの14日間でパブリックコメントを実施させていただきました。ここには書いてございませんが、意見者数16人の方からご意見を頂戴しています。意見の数、これは延べで51件でございます。このうち、計画に関する意見が46件という結果でございます。頂いたご意見のうち、計画を修正した箇所が幾つかございますので、これを本編のほうを使ってご紹介をいたします。

本編の51ページをお開きください。

ナンバー3です。父子健康手帳・まご育て応援手帳の配布と書いてございます。こちらの事業内容の2行目、「教室等への参加促進とあわせて」、この部分を追記してございます。父親の参加をもう少し進めたらどうかというご意見に対しての修正でございます。

それと、次に52ページの一番上、ナンバー7、産後ケア事業でございます。こちらの1行目後段から「体調不良や育児不安のある方を対象に」というふうに書いてございます。ここには、もともと産後4か月未満ということで対象者を絞っておったんですが、法改正を受けて4か月未満という縛りがなくなると、1年以内ということで幅が広がったということで、ただ、法施行がまだという状況もありましたので、少しその部分はこのような表現の仕方をさせていただいております。

それと、54ページ、ナンバー40番、下から3つ目になります。食育の推進でございます。こちらの3行目後段に「食品ロスへの取組」と書いてございます。もともとこの表現はなかったんですが、食品ロスについても食育の観点で教育に入れたらどうかということで、追記をしております。

最後に、56ページ、ナンバー52でございます。こちらの事業内容の下から2行目後段に括弧書き

で「子育てアプリなど」というふうに書いてございます。こちらについても、パブリックコメントでのご意見、ご提案をいただいたので、追記をさせていただきます。

その他ということで、この計画、本編と概要版と2種類を作成する予定ですが、概要版については500部を作成し、支援者の皆さんを中心に对外向けに配布していきたいと思っております。また、ホームページのほうにも掲載をさせていただきます。計画本編につきましては200部を作成し、さらに絞り込んだ形になりますが、支援者の方を中心に配布していきたいと考えております。

以上、第2期熊取町子ども・子育て支援計画の説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）概要版の2ページの下のところ、「学校以外に子どもが気軽に立ち寄り時間を過ごせる居場所の確保」というのが、それがさきの計画の中から課題として残っているというのと、それから、本編の56ページの54番で「長期欠席児童や不登校児童の相談や学習を支援できる居場所づくりに努める」というふうになっております。この辺について、もし今示されるような計画があったら示していただけたらというのと、それから、学童のほうで随分前なんですけれども、不登校の子どもたちをとということで集めてやっていらっしゃる方があったんですけれども、今その話を聞かないので、もしそういうこととしてはるのかどうかというのがあったら、また教えていただけたらというふうに思うんです。

議長（矢野正憲君）三原子育て支援課長。

子育て支援課長（三原 順君）まず、2ページの右下、「学校以外に子どもが気軽に立ち寄り時間を過ごせる居場所の確保」、こちらについては、第1期計画のほうから重点的に進めるということで掲載をしてございました。こちらは、本編のほうに第1期計画に関しての課題ということでまとめてございます。これは本編の46ページになります。45ページからの続きになります。放課後児童施策の強化とネットワークづくりということで、これの46ページには、1行目の後段のほうから「学童保育所の充実と放課後子ども教室との一体型の推進、学校施設の空き教室の活用などにより、町の特色である協働の取組を活かして」云々ということで記載をさせていただいております。こういう課題の認識の下に第2期計画の施策を進めてございます。

不登校に関しては学校教育課のほうから答弁させていただきます。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）不登校の子どもさんについては、今現在、学校のほうで放課後ちょっと支援したり、あるいは家庭訪問しながらやっているところではあるんですけれども、当然、学校以外で居場所になれるような場所ということも、今どんな場所があるのか、あるいはどう運営するのかというのを今現在研究している最中でありますので、具体的に今の段階では、いついつこんな形でということはまだお示しできていないんですけれども、今、他市の状況等を聞きながら研究している最中であるということになります。

議長（矢野正憲君）下中保育課長。

保育課長（下中昭三君）先ほど、鱧谷議員からのご質問で、不登校生を持つ親御さんの会だとか、あと中高校生部会であるとか、それぞれの子どもの育ちに合わせた部会というのが本町の指定管理者であるNPO熊取こどもとおとなのネットワークのほうの独自の活動としてされているということでございます。学童保育事業というのは本町の事業になっておりますので、そこまで把握はしておりませんが、ただ、従前からその部会で活動はされているというふうにお聞きをしておりますので、それは引き続き継続されているものかと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）三原子育て支援課長。

子育て支援課長（三原 順君）課題だけお伝えして、今後の話がなかったもので、すみません。

本編の49ページをご覧いただきたいと思っております。

④番、小学生児童のよりよい放課後の居場所づくりと健全育成の充実ということで掲載してござ

います。第1期計画でも重点施策として上げておりましたが、第2期計画においても、視点の9つの中の一つということで、非常に重点的な位置づけということで考えてございます。

1つ目につきましては、学童保育所に関する記載でございます。それと、2つ目の四角については、放課後子ども教室（くまとり元気広場）に関する記載でございます。3つ目につきましては、学童保育所と放課後子ども教室（くまとり元気広場）を連携した形でおのおの役割を果たすというような記載にさせていただいています。両事業が連携して充実を図っていくと、そういうふうな視点を持って第2期計画を進めていくというふうなことで考えてございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）まず初めに、この計画、たくさんの委員にお願いし、またそれをこのようにまとめていただいたのは非常に労力と調整力が要ったと思います。ありがとうございます。見せていただいて、よくまとまったなということで、そう感じています。

ただ、施策の内容は別にして、やっぱり子どもの今後の熊取町での人数といますか、減少傾向にあるということで、これを総合的な形でリカバリーしていかないと町の活性化がないかなということなんで、いろいろ一般質問、会派質問等で各議員から出た町の活性化につながるような事業については、いろんな分野ですけれども、一番最新のデータにも出ているということで、今後お願いしたいなと思います。

それで、2、3聞かせていただきたいんですけども、まず、概要版の5ページの6番のところアンダーラインが入っています実費徴収に係る補足給付、これは何のことか教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）下中保育課長。

保育課長（下中昭三君）実費徴収に係る補足給付の件については、具体的にはみどり幼稚園でして、子ども・子育て新制度に移行されていない幼稚園に通うお子さんの分の副食費への給付でございます。所得制限による給付でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）少し補足なんですけれども、こちらにつきましては、ご存じのようにこの10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴う制度でございます。内容につきまして、今、課長が申しあげましたように、副食費につきまして、本町ではみどり幼稚園になるんですけれども、それ以外の普通の保育所に通われている方につきましては、年間所得、収入が360万円未満もしくは第3子目のご家庭につきましては無償となっております。これが幼稚園の適用がなかったということで、別に実費徴収に係る補足給付制度というのを利用いたしまして、町内の同じような形で副食費の無償化の対象とするという事業の内容となっておりますので、対象はあくまでも副食費という形になってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）これは、もう2年度から取り組むということなんですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）こちらにつきましては、スタートは同じく10月1日から、もう既に取り組んでいるということでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）分かりました。

続いて、同じく8ページの熊取町の教育・子育て応援施策ということで、夜間保育のところが夜10時まで、休日保育ということで、これは何かの説明のときに泉佐野市でもやっていないんだよというふうな話を聞かせていただいたんですけども、現在もこの後も、ここへ書いているのでは「民間保育園（アトム共同保育園、すみれ保育園）で実施しており、働く家庭をバックアップ」と

いうことです。これは、4所ある町立の保育所とかでは考えていないんですか。

議長（矢野正憲君）下中保育課長。

保育課長（下中昭三君）現在のところ、まず民間園で先駆的な取組として夜間保育、夜10時までの保育をしていただいていると。町立においてですけれども、もちろん今現在の2園の保育需要を考えますとともに、その中で、今のキャパの中では、10時までの保育ではこと保育需要を満たしているであろうと、その旨考えてございます。

ただ、今後、保育需要によりまして町立保育園でもということでございますから、やはり町立保育所にあつては、運営費の財源というのが地方交付税の基準財政需要額には入っているものの、なかなか民間保育園では補助事項、手厚く給付費が当たりますので、補助金も当たります。そこは財源を見ながら、また保育需要を見ながら今後の検討課題としてまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ということは、財源の問題もあるので町立の保育所では取り組みにくいけれども、今後、例えば町立の保育所4園のうちどこかが仮に民間ということになれば、そういう取り組みやすい環境ができてくるというふうに理解してもよろしいですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員おっしゃったように、町立の民営化の部分についてというのでお話が出たんですけれども、まさしく先般、2年前でございますか、西保育所の民営化ということで、そのときにも多様な保育ニーズの対応ということで、民営化をするに当たっての内容説明はさせていただいたところでございます。

特に、休日保育につきましては、やはりニーズのほうも今後多くなるであろうというふうに見込んでおります。また、特に本当にゴールデンウィークのように非常にいつきに長期休みが重なるような場合、こんな場合にどうしてもこの2園に負担をかけてしまうということもございますので、その辺につきましては一定、町立の保育所のほうでも臨時的に休日保育といった形で対応も、申込みの状況によって検討する必要はあるのかなというふうに考えてございます。

当然のことながら、こういった形での保育のニーズの対応というのは、基本的には民間保育園のほうで担っていただく。そのためのいろんな面での財政支援等もいろいろ考えていきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）大体考え方は分かりました。

原課のほうではよくご存じやと思いますけれども、どうしてもキャパ的にアトムに負担が随分かかっているように聞いていますので、そういう臨時的なことも含めて今後は多面的に幾つかの保育所でこういうことができれば、保護者のほうも子どもを連れていきやすいですし、1か所に集中する場合はそちらの保育園の負担になるということもありますので、具体的にこういう計画の中でこういうことを応援するんだよというようなことを立ち上げるのであれば、検討をお願いしたいなと思います。

次に、本編の37ページ、アンケートの中で、「町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（小学生）」ということで「子育て世帯への経済的支援の充実」というのが62%もあるので、ちょっと驚いたんですけれども、インフラであるとか、それから施設であるとか、こういうことは理解はできるんです。これを実際やるといったら、今のところは小学生とかやったら就学援助とかそういうふうなことはある程度決まった中での話なんですけれども、それ以外で何かあるんですか。

議長（矢野正憲君）三原子育て支援課長。

子育て支援課長（三原 順君）子育て世帯への経済的支援の充実については、第2期計画でも高い数字ですけれども、第1期計画のほうでもこれに似たような形の高い充実を図ってほしいという項目に上がってございました。

まず、この中で特に重点を置くべきものということで、いわゆる貧困層と呼ばれる方への経済支援、これが必要な世帯ということがまず重要になるかなと思います。これについては、既存の制度の活用、これにいかに着実につなげるかというのがまずは必要なというふうに考えております。

例えば、いろんな事業があるんですけども、ここでいいますと、本編の61ページをご覧くださいと思います。

61ページは、60ページの91番以降でも幾つか経済的な支援というのを上げさせていただいているんですが、この中で、101番の福祉の総合相談窓口の周知と状況に応じた支援へのつなぎ、例えばこの施策、あるいは少し別のところにもいろんな相談事業があるんですけども、この相談の業務を通じて、横にも書いておりますように、下から2行目あたりでしょうか、居住確保、就労支援、緊急的な衣食住の確保、家計再建支援、子どもの学習・生活支援、例として101番の施策に関しての記載をしていますが、これ以外のいわゆる相談業務の中で既存の制度につなげていくのが、まずは重要なことだというふうに思っております。

101番のは一と・ほっと相談室と事業内容の2行目から3行目に書いていますが、要はこういった方が相談に応じることによってニーズに応じた様々な施策につなげていくということ、日々地道な業務ではありますが展開してございます。これは生活福祉課での業務なんですけれども、子育て支援課のほうでも、例えば53ページです。ここのナンバー22の子ども家庭相談（総合相談）でございます、横には「子どもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて、児童相談員による相談を行う」と書いてございます。この相談を行う際には、経済的な面で困難な部分をそれぞれの家庭に対してどういう支援をしてあげたらいいかという部分を常に視野に入れながら相談業務を行っている、そういったところが主なものになります。

同じ53ページの開いているところというと、52ページ、隣のページなんですけれども、16番、17番、18番、こちらについても非常に大きな事業でございます。経済的な支援の非常に大きな施策でございますけれども、そういうところに確実につなげていくということが重要だというふうに考えてございます。特に新しい施策、これというのが今の段階では大きなものはないかと思っておりますけれども、既存の制度を活用すると、そういうふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 今説明いただいた分も、相談を通じて個々のケースに合ったものを紹介したり案内して、そういう経済的な部分をリカバリーするということは大事なことでありますけれども、やはり直接ということになれば、99番の就学援助であるとか、それから子ども医療費の助成だとか、そういうところになるのかなと思います。この辺り、今ぼやっとしているんですけども、12月議会の教育費のところ、補正予算された就学援助の経費を見ますと、全体的に小・中学校の就学援助の比率が20%を超えたということの説明を受けたんです。5人に1人が就学援助を受けているような熊取町の状況なんで、やっぱり低所得者とか貧困家庭の対応というのは非常に大事なんで、きめ細かい相談をしてもらってこういう制度があるよということを紹介した上で、そういうところはきちりやっただきたいなと思います。また新たな助成とか拡大とか、そういうことがあれば進めてほしいなと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、第2期熊取町子ども・子育て支援計画についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君） 次に、案件2、空家等対策計画の策定についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） それでは、熊取町空家等対策計画の策定についてご説明いたします。

本日説明させていただきます計画案は、本町から提案した素案に対して、2月17日、外部の専門家6名から成る空家等対策審議会において委員の皆様から頂戴した意見を反映したものとなっております。

お手元のA3判横使いの概要に従いましてご説明させていただきたいと考えております。

全体の構成といたしまして、ざっくりですが、1から6ぐらいまでが現在までの状況、それから7以降が今後の計画の部分というふうになるかと思えます。必要に応じて本編のほうのページ数もご紹介させていただきますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、1、目的ですが、空き家等の対策に取り組んでいくに当たって必要な事項を定めるため、空家等対策の推進に関する特別措置法、以後、空き家法と言わせていただきます。第6条の規定に基づく計画として今回策定するものです。

2番へまいります。

ご承知のとおり、昭和39年に熊取駅が快速停車駅になったことを契機に、昭和40年代から急激に人口が増加。今後、その時期に転入した方々が一齐に高齢化することから、人口の減少等も見込まれるところです。この間、人口急増期に建てられた住宅が一齐に老朽化していくことで、管理不全の空き家等が急増することが懸念されます。

中ほどでございます。本編の10ページをご覧くださいませでしょうか。

平成25年の住宅宅地統計調査の結果を10ページの下の方に一覧にしております。25年度の空き家の率は7.1%、これはちなみに当時、府下最低ということになってございます。平成30年度の調査も先頃出たところでございますが、6.7%ということで、依然低い数字になっている状況でございます。

続いて、本編13、14ページをご覧くださいませでしょうか。

まず13ページです。こちらのほうは、平成30年に自治会の皆さんにご協力をいただきましてアンケート調査をした結果となっております。問1で、6割以上の自治会が、やっぱり空き家増えているというふうに感じられているということが回答として上がっております。

それから、14ページへ進んでいただきますと、どういったことが問題でしょうかということでお尋ねしたところ、樹木の繁茂というようなのがやはり問題かなということで回答をいただいているところです。

続いて、自治会アンケートに基づき、町のほうで現地調査をさせていただきまして、空き家と思われる住宅約100戸について所有者アンケートを実施しました。その結果については、18ページをご覧くださいませでしょうか。

所有者アンケートの結果から、住宅のどういったものが気になりますかということでお聞かせいただいたところ、住宅の腐朽・破損の進行、それから樹木・雑草の繁茂というようなことが心配事になっていますという回答になっています。

本編20ページへ進んでいただくと、じゃ空き家対策として町の施策としてどういうものを望まれますかということでお尋ねしましたところ、建物の解体費の助成あるいは家財道具の処分費の助成というようなものの率が比較的高くなっています。住宅の状況は気にはなっているが、経済的理由等で見合わせている現状が見受けられるのかなというふうに思われます。

続いて、概要のほうの3でございますが、ここでは基本的な方針と計画期間を定めさせていただきます。

対象とする地域は町内の全域、それから計画期間は令和7年度末までの5か年ということで、達成目標は、平成30年度、先ほどご説明しました空き家率、そのうちその他空き家の率3.9%を維持しようというふうに目標を定めているところでございます。

4に進みます。対策の実施体制でございますが、空き家対策は、管理不全の状態となった空き家等への対応だけでなく、将来の空き家を抑制するための利活用に向けた環境づくりなど、様々な分野を庁内横断的に取り組む必要があるため、庁内の連携体制を構築する必要があります。また、既

に地域の不動産協会及び宅建協会と相談業務に関する協定を締結しておりますが、今後は、さらに各種団体との連携を拡大させていただきますというふうにかかせていただいております。

真ん中を飛ばしまして、5番のほうへお進みください。

空き家相談員制度によりまして、空き家活用に関するメリット、リスク、売却や賃借する場合の市場の動向などについて専門家によるアドバイスを受ける機会を、引き続き空き家の所有者に提供していきたいと考えております。

それから、右の上へいきまして6番、特定空家等に対する措置の具体的な内容でございますが、特定空家となる可能性のある家屋等については、所有者等への適切な情報提供等を行い、改善を促していきます。特定空家に該当するという事になったものについては、空き家法、条例に基づき、適切な措置を講じていきますというふうに記載しているところでございます。

続いて、7番の所有者等による空き家等の適切な管理の促進でございますが、こちらは、もう一度本編にお戻りいただいて、29ページをお願いいたします。

29ページ中ほどにイラストを載せております。イラストの内容等につきましては、もし管理不全の家屋から外壁材が落下して、道を歩いている、ここでは11歳の男児としておりますが、に当たって結果死亡したというようなケースを想定して図示しております。こういった形で所有者に対し、将来発生するリスクについても今後はより具体的に情報を提供し、適切な管理の促進を図ってまいりたいと考えています。

方針のほうに書いておりますが、空き家等の管理は所有者または管理者が行うべきものです。何らかの理由で所有者等が十分な管理が行えない状態が長く続いた場合には、周辺環境に影響を与えるだけでなく、重大事項等の発生リスクがあります。また、建物の資産価値が下落することや事故予防のための出費を余儀なくされることとなります。これらのリスクについても所有者等に情報を提供し、適切な管理の促進を図りますというふうの方針を記しております。

本編30ページへお進みください。

こちらのほうでは、7-3としまして適正管理への環境づくりということで、所有者が遠隔地に居住している場合や施設入所などで空き家の管理を直接行うことができない場合に対応できる制度等を検討していきます。

続きまして、8番なんですが、本編の31ページからになります。

31ページから空き家及び跡地の利用促進ということで書かせていただいております。31ページは現行の制度、続いて32ページへお進みいただきまして、こちらのほうでは、今後検討すべき取組として3つほど上げさせていただいてまして、「上記以外にも、空家の抑制、利活用に効果的な制度について、先進事例の研究、導入の可能性について研究していきます」と記させていただいているところです。

続きまして、33ページです。ここからが今後の空き家の利活用等に関する基本的な考え方を記載している部分でございます。

上のほうから8-4としまして、住んでみたい、住み続けたいまちを育てるですが、昨今の不動産価値の下落により、所有者が空き家を処分しようとしても納得できる価格で売却することが難しい状況となっています。老朽化が進むと利活用自体が難しくなりますが、建物の除却費用も人件費の上昇などの影響を受けていることから、所有者が管理不全となった空き家等の危険性は理解していても、経済的な事情で対策が取れないケースも出ていますということになってございます。モデルケースとして、大体60年代に建った建物を現在売却するという事になったとき、どういうことになるかというようなことを試算したものを記しております。

この不動産価値の下落等ですが、これらに対しまして、下のほう、1、まちを育てるとしまして、「残念ながら不動産価値の下落は、社会的な傾向であり、即応できる対策は見当たらない現状があります。しかしながら、長期的視野にたち、空家と直接的な関連がないように思える道路、公園などの公共施設整備、子育てや教育環境の整備などにより『住みたいまち』を実現することにより、

まち自体の価値を高めていくことが考えられます。『まち育て』の視点を持ち、誰もが『住みたいまち』を育てることにより、不動産のリセールバリューを高める、長期的視野にたった空き家の抑制への意識を共有します。また、住民の理解の下、適切に都市計画制度を活用したまちづくりを進めます」というふうに記しております。

また、2の第3の場所としての空き家活用ということで、「人口は全国的に減少傾向にあり、ある程度の空家の発生は避けられません。今後は、空家の存在を前提とし、住宅以外の活用も検討する必要があります。住まい、職場などに続く第3の場所としての空家、地域のコミュニティの活性化に繋がる空家の活用方法を検討します」とさせていただいております。

本編34ページへいただいておりますでしょうか。

3、空き家活用に向けてとしまして、ここには具体的に住宅の空き家というものを少し分析しております。「空き家の活用にあたっては、所有者の理解が不可欠ですが、一方で、空家をハードウェアとして見た場合に、活用にあたっては、いくつかの課題が想定されます。活用にあたっては、物件の状態を十分に考慮する必要があります。また、自治会アンケートの結果では、町内における空家の分布には極端な隔りは見られませんでした。活用策の検討には、空家の立地や形態に注目する必要があります。さらに、持続的な取り組みには、空家単体ではなく、空家が立地する地域のまちなみ、景観などにも配慮し、近隣が受け入れやすい活用策を検討する必要があります」としております。

概要の9番のほうへ進みまして、その他空き家に関する対策の実施に関し必要な事項としまして、こちらの計画策定に関する国のマニュアルに合わせまして、必要な事項を表記のように定めているところでございます。後ほどご覧ください。

計画案の説明は以上となっております。

今後の予定でございますが、本日ご説明させていただいた内容を基に、年度末から新年度にかけてパブリックコメントを実施の予定となっております。4月下旬には、再び審議会において計画書の内容を固めていきたいというふうに考えているところです。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。二見副議長。

9番（二見裕子君）ちょっと分からないところがあるので教えてほしいんですが、31ページのマイホーム借上げ制度というので「『マイホーム借上げ制度』の取扱認定を受けており」というのがあるんですけども、これはどのような制度か教えてください。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）こちらは、移住・住み替え支援機構（J T I）という団体が設けている制度でして、もともと財源が高齢者財団から出ているということで、50歳以上やったと思うんですが、の方がお持ちの家を、こちらの機構が借り上げてどなたかに貸して、その間、家賃保証的なことを行うというような制度になってございます。ただ、現状若干制度が変わってきてまして、貸していただく建物については例えば耐震性が確保されているというようなことが条件になってございますので、あらゆる物件がそういう形で借上げの対象になるというわけではないというふうに聞いております。

こちらのほうは、町が窓口になるためにJ T Iの講習を受けまして、職員が取扱認定というようなのを頂戴するというところを書いているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）町内でこの制度を利用されている方はいらっしゃいますか。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）熊取町内はございません。それから、実は大阪府下も実績は非常に

少ない状況で今推移しているところです。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）それは、何か理由として考えられるものはありますか。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）完全なところは分からないんですが、先ほどこちょっと申しあげました物件に対しての条件です。やはり一定、耐震性を確保している、いわゆる耐震改修が終わった物件でないと借りてもらえないとかというところで、初期費用が発生します。持ち主への収入というのはもちろん家賃保証という形で入ってくるんですけども、なかなかそこら辺りの収入の額も、普通に貸すよりちょっと廉価とかというようなことが起こっているようです。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）概要版の8のところのマルチ・ハビテーション制度の導入などを検討するとなっていますけれども、制度のアウトラインとかがあったら教えてほしいのと、あとはマルチ・ハビテーションの熊取町に対するニーズはどのぐらい把握しているのか、教えてください。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）マルチ・ハビテーションについては、国土交通省の地域振興課だったと思いますが、先頃いろんな報告書が出ていまして、その辺りを受け入れることができたかなという思いで書かせていただいています。ただ、一応現状でニーズの感覚ですけれども、熊取町をよくご存じのない方からお問合せいただくときに、古民家はないでしょうかと。私、田舎暮らししたいんですというふうなお問合せは現実的に年間2、3件あるんです。ところが、熊取町ってすごく便利なところで、非常に若い町だと思うんです。ということで、そのニーズというのが十分マッチングしていないという感じはします。

マルチ・ハビテーションというのは、本来はいわゆるよくテレビ番組でやっているみたいな田舎暮らしというイメージに近いみたいなんですが、それとはちょっと違う感じで、もしできれば、非常に便利なマンションに平日お住まいで、やっぱり週末は好きな本をゆっくりした広いところで読みたいとかというような、少しアレンジしたようなマルチ・ハビテーションじゃないと、熊取町的には立地は難しいのかなというふうに、いろいろ研究して思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちょっと確認なんですけれども、概要版の2番で空き家率、25年度が7.1%で30年度は6.7%という形で、若干少なくなっている。その割には6割以上の自治会、先ほども統計で65%の自治会は空き家が増えていると感じているとあると思うんですけれども、これは実態とちょっと違うというような、感覚的に思うんです。これはどういう状況で自治会では増えてきているというふうに感じているんですか。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）まず、統計のほうを少し分析しますと、住宅土地統計調査というのは、熊取町は世帯数が1万4,000ぐらいだと思うんです。それが物件の数にニアリーとすれば、その1割ぐらいのサンプル調査に基づいて町域全体の空き家率等を算出するという統計調査になっています。

10ページの表をご覧くださいますと、住宅総数というのが左側にあるんですが、これが1万6,680から1万5,940、ちょっと減ってみたい、また今回は1万8,350となったり、統計自体がこういったぶれが出る傾向があるということもご理解いただきたいと思います。

それから、その中で空き家の数、推計のほうを見ていると、やはり空き家の数自体は推計の中で増えてきているということは、この統計を信じるならば出ています。

13ページのほうで自治会アンケートの概要というところで、当時報告を受けた空き家が419というふうに記させていただいているんですが、それが大体その他空き家のところ、自治会アンケートのほうは戸建て空き家に限ってやっていますので若干差が出るんですが、その他空き家のところあたりの数字が500、590、720というところで、その辺りが似た感じの数値が上がってきているなどというふうに統計の数字は分析しているところです。

お答えになったでしょうか、すみません。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません。さっきの課長の答弁にちょっと補足なんですけれども、住宅都市統計調査というのは、10%と申し上げましたが、抽出調査になっていますので、当然数字というのは全数調査ではないので、総数とかも前後することはあります。その補足です。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）これから空き家が増えるだろうなということも含めて、16ページに空き家所有者のアンケートを100戸の方にされて33戸の回答があったということで、持っておられる方が住宅の管理について心配されていることというのは、住宅が悪くなっていくとか樹木のこととかというのが載っています。問いの7に賃貸とか売却とか取り壊さない理由というものもあるんですけれども、これ、何か町として手だてすることによって、この方たちが空き家バンクに登録して住宅を貸そうかなという気持ちにはならないのかなと、この調査を見ていて思ったんです。住んでおられる方も、熊取町内よりは他府県とか大阪、町外の方も多いいということで、そういうことを少し町がリフォーム補助的なこととか、貸せる物件ですね。何かそういうのを今後考えたり等はしないんですか。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）中に書いていないんですが、実はアンケートを送付するときに、空き家バンクと、それから空き家相談員制度のパンフレットを一緒に同封させていただいてまして、アンケートの回答が、郵便が送達していても回答がなかなか来ないというちょっとつらい調査なんですけれども、その中で、実際に相談会に1組だけですけれども申込みいただいたということがありました。アンケートだけではなく、そういった制度がありますよということは併せてお知らせしている。

議長（矢野正憲君）二見副議長。

9番（二見裕子君）いや、それは分かるんですけれども、町としての取組として、ここに何か費用を入れることというよりは、空き家を増やさないということで、若い世代に貸すとか、またサテライトオフィスのことに活用できるような方向で、町として町も損をしないような形で手を入れていくということは考えていないんですか。

議長（矢野正憲君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）ちょっと総論的で申し訳ないんですが、32ページのほうに今後検討すべき取組というところで幾つか上げさせていただいているところの最後に、「上記以外にも、空家の抑制、利活用に効果的な制度について」ということで、まだ研究の途上ではありますけれども、もう少し空き家の所有者の姿が見えてきたら、それに見合うようなインセンティブで効果的で、かつ費用負担が小さいというようなことが見つければいいかなというふうに、研究は続けていきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、空家等対策計画の策定についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

議長（矢野正憲君）その他、何かご報告等があれば承ります。野津税務課長。

税務課長（野津博美君） それでは、令和2年度税制改正（市町村税関係）（案）についてご報告いたします。

令和2年度税制改正の大綱につきましては、令和元年12月20日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和2年2月4日に国会に提出されております。そのうち、市町村税に関する主な改正の概要についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

まずは1点目、個人住民税関係です。

未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しでございます。

これまで、未婚の独り親は控除の適用がなく、また男性の独り親と女性の独り親で控除額に差がありましたが、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、ア、婚姻歴の有無による不公平とイ、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するための措置でございます。

真ん中の表にありますとおり、これまで婚姻歴や性別による違いがありましたが、それによらず独り親控除が創設されまして、所得500万円以下で控除額が30万円となるものでございます。また、ア、イの対応を踏まえまして、ウ、個人住民税の人的非課税措置の見直しといたしまして、児童扶養手当の受給者に限定するとされておりました未婚の独り親の非課税措置についても限定しないこととするものでございます。

これらの措置につきましては、令和3年度以後の個人住民税について適用されるものでございます。

続きまして、2点目、たばこ税関係でございます。

紙巻たばこは本数で課税されておりますけれども葉巻たばこは重量で課税されておまして、今回改正されます1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこにつきましては、紙巻たばこと比べますと1本当たりの税率が低く、課税の公平性の観点から最低税率を設定するというものでございます。

1本当たり1グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこ1本に換算しまして本数課税に見直すというもので、令和2年10月から段階的に実施されるものでございます。

では、資料裏面の2ページをご覧ください。

3点目、固定資産税関係です。

所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応ということでございまして、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点からの措置でございます。

ア、現に所有している者の申告の制度化でございますけれども、固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿上の所有者ということになっておりますが、その方が死亡し相続登記がされるまでの間におきまして現に所有している者、すなわち相続人等に対しまして、条例で定めるところにより、氏名等必要な事項を申告させることができるとするものでございます。

次に、イ、使用者を所有者とみなす制度の拡大ですけれども、土地や家屋を使用し収益を上げている者があるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていないなどの理由により、調査を尽くしてもなお当該固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に所有者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができるとするもので、令和3年度以後の固定資産税について適用されるものでございます。

以上が主な税制改正の概要となっておりますが、今後の対応といたしましては、現在国会で審議されております地方税法等の改正に伴い、税条例の一部改正を専決処分させていただき、その内容につきまして次の議会でご報告させていただきます。

以上、令和2年度税制改正（市町村税関係）（案）の概要についてのご報告といたします。

議長（矢野正憲君） 報告が終わりました。何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「14時39分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲